

校友会入会金

名城大学校友会は、会員相互の親睦と協力により、母校名城大学の発展に寄与することを目的として、卒業生を会員、在學生を準会員、教職員を特別会員として組織されています。卒業生は19万人を超え、37の地方支部は日本全国に網羅し、海外には台湾支部があります。

校友会の主な事業は、全国各地の支部で活躍する会員の支援、各学部同窓会事業への援助をはじめ、会員の把握や校友会会報の発行、Eメールやホームページをとおして会員相互の連携をはかり、また、毎年大学の協力を得て出前講演会を開催し、地域社会との交流をはかっています。準会員(在學生)に対する援助として、校友会の奨学生制度、学術・文化・スポーツ活動に対する援助金の交付、校友会のしおりの配布等、幅広い活動を行い、特に卒業生の就職等については、各界で活躍している多くの会員の方々に、親身になって世話をしています。

また、会員等が校友会館の会議室を会議やゼミナール等に利用したり、書籍販売・食堂・喫茶・理容等の場所を提供して、福利厚生をはかっています。校友会入会金30,000円は、準会員になった時(入学時)に、納入することになっています。

名城大学校友会会則(抜粋)

第1章 総則

第1条(名称)

本会は、名城大学校友会(以下「本会」という。)と称する。

第2条(事務局)

本会は、名城大学校友会館内に事務局を置く。

第3条(目的)

本会は、会員相互の親睦と協力を基礎として、学術研究の奨励とその普及を図り、もって名城大学の発展に寄与することを目的とする。

第4条(事業)

本会は、前条の目的を達成するために、次の各号の事業を行う。

1. 会員の把握
2. 会報の発行
3. 総会の開催
4. 準会員に対する援助
5. その他、本会の目的を達成するため必要な事業

第2章 会員

第5条(組織)

本会は、会員、準会員及び特別会員をもって組織する。

第6条(会員の資格)

本会会員となる資格は、次の各号の定めるところによる。

1. 会員
名城大学(名古屋高等理工科学学校、名古屋専門学校、医科歯科進学課程、薬学専攻科及び短期大学部並びに大学院を含む。以下同じ。)を卒業又は修了した者
2. 準会員
名城大学に在籍中の者

3. 特別会員

名城大学に在職中の教職員

第7条(運営)

本会は、会員をもって運営する。

第8条(入会金)

準会員は、その資格を取得したとき、入会金 30,000 円を納入しなければならない。

第9条(年会費)

会員は、毎年度会費 3,000 円以上を納入しなければならない。ただし、満 60 歳以上の会員については、終身会費として 30,000 円以上を一括納入することができる。